慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	慶應義塾経済学会会則
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2009
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.102, No.1 (2009. 4) ,p.181-
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20090401-0181

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾経済学会会則

- 第1条 本会は慶應義塾経済学会 (The Keio Economic Society) と称する。
- 第2条 本会は経済学の研究およびその奨励, ならびに会員相互の親睦を図ること を目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事を行なう。
 - 1 研究会の開催
 - 2 機関誌『三田学会雑誌』および その他研究成果の刊行
 - 3 講演会、資料展覧会の開催
 - 4 他の学会および諸団体との連絡
 - 5 その他本会の目的を達成するた め適当と認める事業
- 第4条 本会は慶應義塾大学経済学部所属専 任者のうち経済学を専攻する者をも って組織する。ただし特別会員をお くことができる。
- 第5条 本会に次の役員を置く。
 - 1 会長1名2 副会長1名3 委員長1名4 副委員長1名

5 委員 若干名 6 監事 2 名

- 第6条 会長, 副会長, 委員長, 副委員長, 委 員および監事は, 総会において決定 する。
- 第7条 会長は本会を代表する。副会長は会 長を補佐する。委員は委員会を組織 し会務を執行する。委員長は委員会 を代表し会務を統轄する。副委員長 は委員長を補佐する。監事は会計を 監査する。
- 第8条 会長および副会長の任期は1年,委 員長,副委員長,委員および監事の 任期は2年とする。ただし再選を妨

げない。

- 第9条 会長は年一回総会を招集する。ただ し必要に応じ臨時総会を招集するこ ともできる。
- 第10条 会員は機関誌『三田学会雑誌』およびその他本会刊行物の配布を受けることができる。
- 第11条 本会の経費は賛助金,補助金,会費 およびその他の収入をもってこれに 充てる。
- 第12条 本会の会計年度は毎年4月1日より 翌年3月31日迄とする。
- 第13条 本会会則の変更は総会の決議による。
- 第14条 本会の事務所は慶應義塾経済学部研 究室内に置く。

経済学会委員(2009.4 改選)

会 長 杉浦章介

副 会 長 渡辺幸男

委員長 矢野 久

副委員長 宮内 環

委員 柳沢遊 櫻川昌哉

マッケンジー, コリン

太田聰一 グレーヴァ香子

伊藤幹夫 田中辰雄

津曲正俊 玉田康成

崔 在東

監 事 瀬古美喜 丸山 徹